

映画審査料金改定（値下げ）のお知らせ

「映倫」は、映画における言論・表現の自由を擁護し、映画製作者が自由に製作できる環境をつくり、観客の見る自由を保障し、青少年の育成を図ることを目的に、映画の審査活動を行っております。

「映倫」の運営は映画本編及び宣材の審査料収入のみで行っており、2010年前後には審査本数の減少で収支状況が厳しい時期もありましたが、その後デジタル化・シネマコンプレックスの普及などで、映画の制作本数、劇場での公開本数が増加するに伴い審査本数も増加いたしました。組織運営のための収支も改善し2018年4月には審査料金の改定(値下げ)を実施いたしましたが、その後も順調に審査本数が増加しております。

「映倫」の審査事業は利益を追求するものではありませんので、2020年4月1日より再度料金改定（値下げ）を行うことといたしました。

皆様におかれましては今後とも「映倫」事業の意義をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 審査料金改定（消費税別）

①劇場向け新作の本編基本審査料 1分あたり 現行：2,460円（上限なし）  
→改定後：2,300円（上限276,000円）

②劇場向け新作及び再公開向け旧作の宣材類1作品一式 現行：18,000円  
→改定後：10,000円

\* 基本審査料に上限を設け、120分以上の作品は276,000円となります。

\* 上記(1)①②以外の審査料については現行通りといたします。

\* 詳しくは同封の「審査料金一覧」または当機構ホームページをご覧ください。

(2) 改定審査料金適用期間：2020年4月1日から2022年3月31日の間に審査を終了した作品に適用いたします。2022年4月以降の審査料金は2021年度下期（2021年10月以降）に決定いたします。

以上